

憲法改正論の過去と現在

富 永 健

はじめに

近年、憲法改正をめぐる議論が喧しい。憲法を改正すべきであるとする主張はこれまでもたびたび見られたし、また、具体的な憲法改正案が提示されたこともある。実際には改正にはいたらず、日本国憲法は施行から66年が経過した。ところが、最近になって、憲法改正を正面から主張する政治家が現れるなど、憲法に対する見方や態度が以前とは異なっているようにも思われる。

本稿では、これまでの憲法改正論を振り返り、現在の改憲論を取り上げて、わが国における憲法改正論の特徴を明らかにしたい（なお、個人の改正（試）案は、取り上げていないことをお断りしておく。また、本稿では便宜上、西暦を使用していることも併せてお断りする）。

1. 憲法施行前後の状況

1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布された。これに先立つ10月17日、極東委員会（日本占領管理に関する連合国の最高政策決定機関）の政策決定により、憲法施行後1年から2年の期間内に、日本の国会と極東委員会の双方によって憲法の再検討を行う、とされた。48年8月、総司令部（GHQ）の示唆を受けて、芦田内閣は衆参両院議長に申し入れをしたが、具体的な動きはなく、政府は、1949年4月20日に憲法改正の意思がない旨言明した¹⁾。憲法施行直後であり、日本政府は、憲法の普及に力をそそいでいる時期であったから、再検討を行う余裕がなかったのであろう。

この時期の特徴として、学界（民間）が憲法改正について積極的な反応を示

したことが挙げられる。公法研究会（辻清明・鶴飼信成・佐藤功・有倉遼吉・中村哲など）の「憲法改正意見」（1949年3月）、および、東大憲法研究会（田中二郎・鶴飼信成など、法学部と社会科学研究所に属する17名によって構成）の「憲法改正の諸問題」（1949年6月）である²⁾。両者とも、日本国憲法の基本原理を支持し、されにそれらを強化することを意図した改正を主張している。たとえば、「憲法改正意見」は、第1条に「主権は日本人民にある」という条文を加えること、9条では、1項「国際紛争を解決する手段としては」を削り、2項冒頭を「如何なる目的のためにも」と改めることなどを提案している。

2. 占領終了以降の改正論

1952（昭和27）年4月の対日平和条約の発効を契機に、憲法改正問題は進展をみることになる。以下、1950年代の動きを概観する。

1950年に勃発した朝鮮戦争と関連して、日本の防衛・再軍備問題が出現した。また、独立後の課題として、占領下に制定された憲法をどうすべきか、ということも議論となった。

1953年の夏以降、憲法改正問題は急テンポで進展した。防衛庁設置法・自衛隊法等の制定に関して起った第9条改正論議である。保守政党である自由党と改進黨は、あいついで党内に憲法調査会を発足させ、ともに全面改正を内容とする「日本国憲法改正要綱」（1954年11月・自由党）および「憲法改正の問題点」（同年9月・改進黨）を発表した³⁾。また、1954年11月に成立した日本民主党の鳩山一郎内閣（54年11月、日本自由党と改進黨が合同して日本民主党が成立）は、「憲法改正」を実現することを公言した。

1955（昭和30）年に入ると、憲法改正を志向する「自主憲法期成同盟」および「自主憲法期成議員同盟」が結成された。また、民間では、憲法研究会（代表・神川彦松）の「日本国自主憲法試案」⁴⁾（1955年1月）が発表されている。「日本国自主憲法試案」の特徴として、全面的改正を主張していること、具体的な改正点として、天皇が元首であることの明文化、9条2項の削除、国家防衛義務の規定の必要性などを主張していることがあげられる。

同じ1955年には、左派・右派の両社会党の統一（日本社会党）と自由党・民

主党合同による保守新党（自由民主党＝自民党）の結成により、二大政党時代を迎えたが、その最大の対立点は憲法改正問題であった。自民党は、その『政綱』に、「平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、また占領諸法制を再検討し、国情に即してこれが改廃を行なう」ことを謳っており、56年1月、党に憲法調査会を設置し、4月には、「憲法改正の問題点」⁵⁾を公表した。この「問題点」は、憲法調査会の審議に資するため、憲法の前文および章別に問題点を掲げたものであり、日本国憲法の全面改正を企図するものになっている。

鳩山内閣は、内閣の三大政策の一つに憲法改正の実現を掲げ、内閣に憲法調査会を設置する法案を提出し、56年6月「憲法調査会設置法」が成立した。

3. 憲法調査会の時期

岸内閣のもとで、1957（昭和32）年8月に「憲法調査会」が発足した（会長・高柳賢三）。憲法調査会は、50名の委員で構成されることになっていたが、社会党（およびふたたび分裂して結成された民社党も）や参加を要請された憲法改正に反対の立場の学識経験者の多くは、同調査会が憲法改正を目指しているとして、これに参加しなかった。

調査会活動は、憲法制定経過の歴史的調査研究⁶⁾ならびに憲法の運用実態の調査研究を中心にすすめられた。そしてこれらの調査を基礎に、憲法改正の要否について審議し、1964（昭和39）年に最終報告書が作成され、内閣および国会に提出された。「憲法調査会報告書」は、本文と付属文書12号からなっており、本文は約1160ページ、4編で構成されている。報告書は、全体として見れば改正すべしとする意見が多数ではあるが、憲法各章の重要問題について、意見の統一をはかることはせず、各論点において、多数意見、少数意見の別を示し、あるいは「〇〇という意見もある」という形で記されている⁷⁾。最終報告書は、高柳会長が述べたとおり、「改憲是非ということについて調査会として何らの結論も出さず、両論とその根拠、また考え方の差異を並記し、そのいずれが正しいかは、国民の判断にまつという基本的態度を堅持している」⁸⁾というものであった。

なお、改憲派の委員の中には、グループあるいは個人で改憲案等を発表したものもあった。グループとしては、八木秀次ほか「憲法改正の方向」（後に「十七委員の意見書」）が、個人としては、広瀬久忠「日本国憲法改正案」、大石義雄「日本国憲法改正試案」、神川彦松「日本国民憲法試案」が公表されている⁹⁾。

60年安保の混乱によって退陣した岸内閣にかわった池田内閣は、憲法改正問題には低姿勢で臨み、慎重・消極的な態度を示していた。

この背景には、1958年の衆議院議員選挙および1959年の参議院議員選挙において、自民党が3分の2の議席を獲得できなかったこと、国民の間にも反対論が強く、これを強行すれば安保闘争にもまさる激突が予想されたこと、改憲論が主張する憲法の問題点は、憲法の解釈と運用によって対処しうること、などがあった。

このように、憲法改正問題は現実政治の中心問題から後退し、改憲・護憲（反改憲）の対立は、長期戦的・持久戦的な様相を呈することになった。

4. 1970・80年代の改憲論

憲法調査会の最終報告書と池田内閣の方針によって、改憲論議は鎮静し、平静化がもたらされることになった。1960年代後半から70年代はまさにそのような時代であって、憲法論議は、「停滞期」ともいうべき時期に入った。池田内閣の後、佐藤、田中、三木、福田、大平の各内閣も憲法改正には消極的であった。

この時期には、佐藤内閣の閣僚であった倉石忠雄農相の憲法に対する発言（68年2月）や、三木内閣の稲葉修法相の発言（75年5月）などが問題とされたこともあって、憲法改正論議そのものがタブー視される状況もみられた。

このような中で、1972（昭和47）年6月16日、自民党憲法調査会は、「憲法改正大綱草案—憲法改正の必要とその方向—」¹⁰⁾（稲葉試案）を発表した。そこには、「〔日本国憲法は〕 連合国占領軍の強い指導の下に、きわめて短時日の間に作成されたものであるから、その中に多くの長所を備えているが、不備不合理的な個所があり、わが国情に合致しないところが少なくない」等と記され、さらに簡潔ではあるが、現行憲法第1章乃至第7章、および第10章において改正すべき点が指摘されている。

民間においては、71年12月に、憲法の会（会長・大田耕造）が「憲法是正要綱」¹¹⁾を公表している。これは、要綱という形ではあるが、現行憲法の全面改正を目指した詳細なものとなっている。この要綱の特徴は、帝国憲法を基礎において改正の主張しているところにある。

80年代の改憲論を代表するものに、1982（昭和57）年8月に発表された自民党憲法調査会の「中間報告」¹²⁾がある。ただし、これは問題点の整理とある程度方向性を示すもので、憲法改正案の提示には至っていない。

また、自主憲法期成議員同盟は、81年10月に「第一次憲法改正草案試案」（竹花試案）を、82年12月には「『第一次憲法改正草案試案』追加案」を公表した¹³⁾。これは、「現行憲法の全面改正は事実上不可能」との認識にたつて、国民の合意を得やすいと考えられる「比較的、技術的性格の強い規定で、しかも、一般に改正の必要性について理解しやすい規定」について部分改正を企図したものとなっている。

同時期のもものとして他に、現行憲法の全面改正を主張する「日本を守る国民会議」が84年4月に発表した「現行憲法の問題点と改正の方向（試案）」¹⁴⁾がある。

5. 1990年代の改憲論

1990年代は、ベルリンの壁崩壊（89年11月）、ソ連の崩壊（90年8月）、そしてイラクのクウェート侵攻（90年8月）と湾岸戦争の勃発（91年1月）で幕を開けた。このような国際情勢の激変が、憲法改正論議を新たな展開へ導くこととなった。そのキーワードは、「国際貢献」であった。特に、湾岸戦争とのかかわりが国際社会に対する我が国の役割を再考させるきっかけとなった。

92（平成4）年から93年はじめにかけて、憲法第9条を中心とする改憲論議が噴出し、多様・多彩な議論がみられた。「改憲」論の主張も多様であり、「護憲」論も従来とは異なる主張がなされ、また「創憲」論も主張された（しかし、その後の「政治改革」「政界再編」の流れの中で、憲法論議は結論をえないまま終わってしまった）。ここでは、当時の主な憲法をめぐる動きを概観しておくことにする¹⁵⁾。

- ①自民党 93年6月、憲法調査会が「中間報告」を公表。これは、具体的な改正案を提示したものではないが、国民的な憲法論議の必要性、憲法全体にわたって点検すべき事項などが示されている。
- ②社会党 93年1月、山花委員長によって「創憲」論が提唱される。新しい改憲論に対抗するため、憲法の理念を推し進める観点から、憲法の足らざるところを補う、というものであったが、具体的な憲法の見直しは行われていない。
- ③公明党 92年11月の党大会で「安全保障基本法」を提案。のち、憲法の基本原則を前提とした憲法見直しの議論を進める方針が示され、議論の柱として、国民投票制度の導入、環境権の明記、地方分権の拡大・強化などがあげられた。
- ④民社党 92年12月、「民社党と語る会」（会長・関嘉彦）から「世界平和と憲法問題に関する民社党への提言」が提出された。93年1月、党内に「世界平和と憲法問題特別委員会」を設置し、3月に「中間報告」を公表した。これは、わが国の「国際貢献」のあり方を中心に書かれたものである。
- ⑤日本新党 92年12月、「政策大綱」および「政策要綱」を公表。「新しい改憲論」を提唱している。それは、憲法の基本原則が新しい国際環境の中で、よりよく発揮できるようにするための憲法改正を主張するものであった（党首の細川護熙氏は「護憲的改憲論」と述べていた）。
- ⑥読売新聞社 同新聞社は、湾岸戦争勃発後、社内に「憲法問題調査会」を設置し、92年12月に「第1次提言」を、94年11月に「憲法改正試案」（第1次試案）を発表した。第1次試案の特徴は、第1章を「国民主権」としていること、新たに「安全保障」「国際協力」の章を設けていること、人格権・プライバシー権・環境権条項を新設していること、などであった。その後、2000年5月には「憲法改正第2次試案」が発表されている¹⁶⁾（さらに、2004年5月にも、「改正試案」を発表）。

6. 2000年代の改憲論

次に2000年代の改憲論の動向を取り上げる。

その最も重要な出来事は、1999年の国会法改正によって、衆参両議院に「憲法調査会」が設置されることになり、2000（平成12）年1月20日から活動を開始したことである（活動期間は5年）。両議院の憲法調査会は、中間報告を経て、2005年4月に「報告書」を各院議長に提出した¹⁷⁾。この報告書も、種々の議論を広く掲載したもので、一定の方向を示してはいない（衆議院の報告書には、方針として、憲法調査会にあらわれた委員の多様な意見を偏ることなく公平に記載すること、と記されている）。

その他、2000年代前半には、政党や政治家等による提言が多く見られた。その主なものを挙げると、以下のものであった¹⁸⁾。

政党では、①自民党 政務調査会・憲法調査会・憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」（2004年6月）、②民主党 憲法調査会「創憲に向けて、憲法提言中間報告」（2004年6月）、③公明党 憲法調査会「論点整理」（2004年6月）がある。政治家個人のものとしては、①愛知和男「平成憲法・愛知私案（第四次改訂）」（04年4月）、②鳩山由紀夫「憲法改正試案」（04年三つの雑誌に掲載）、③平沼赳夫『「憲法条文試案」等』（05年7月）などがあげられる。

また、民間団体からも多くの提案がなされている。たとえば、①経済同友会 憲法問題調査会「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」（03年5月）、②世界平和研究所「憲法改正試案」（05年1月）、③民間憲法臨調「民間憲法臨調報告書」（02年11月）、④日本会議 新憲法研究会「新憲法の大綱」（01年4月）、⑤日本経済団体連合会「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」（05年1月）、⑥日本商工会議所「憲法問題に関する懇談会報告書－憲法改正についての意見－」（05年6月）、⑦日本青年会議所「日本国憲法JC草案」（05年10月）などである（これらの多くは各団体のホームページに掲載されている）。とくに経済界から積極的な提言がなされているところが特徴的である。

そして、2005（平成17）年には、10月に民主党の「憲法提言」¹⁹⁾が、11月に

自民党の「新憲法草案」²⁰⁾が発表された。

民主党は、憲法をめぐる党内の対立があったため、憲法改正に対する意見の統一が困難であった。しかし、自民党が憲法改正草案を作成していることがわかり、これに対抗する形でまとめられたのが憲法提言である。本提言は、基本的な考え方を示したものであり、条文化はなされていない。項目を掲げると、1. 未来志向の憲法を構想する、2. 国民主権が活きる新たな統治機構の創出、3. 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして、4. 多様性に満ちた分権社会の実現に向けて、5. より豊かな安全保障の枠組みを形成するために、となっている。このうち2を見てみると、国民主権を徹底し、首相主導の政府運営の確立のために執政権を付与する、国会に行政監視院を設置する、憲法裁判所を新設する、直接民主主義的な国民投票制度を整備する、という内容になっている。

自民党は、結党以来、憲法改正を党是としてきたが、結党50周年にあたり、前文と第1条から第99条までの条文（ただし、〇条の2などが複数存在するから条文数は100を超える）とからなる詳細な憲法改正案を作成し、公にした。自民党案の最大の特徴は9条改正にあるとされる。現行の9条2項を削除した上で、9条の2を新設して「自衛軍」の保持を明記し、自衛軍は、国の防衛のほか、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動や緊急事態における公共の秩序の維持、または国民の生命・自由を守るための活動を行うことを認めるとする。その他、国民の責務（12条）、政党（64条の2）、地方自治（91条の2、94条の4など）、憲法改正（96条）などに、修正・追加条文が存在する。ちなみに、改正規定は、両議院での議決を3分の2から過半数に改める案となっている。

このように「二大政党」によって、憲法改正の提言あるいは改正案の提示がなされたけれども、その後、改憲論議は深まらなかった。憲法問題よりも、経済問題など現出する政治課題の解決を優先させたからである。

その後の憲法改正に関係することとして、憲法改正国民投票法の成立が挙げられる。憲法改正には、国会の発議と、国民投票における承認が必要とされるが、その国民投票に関しては、具体的な手続を定める法律が長く制定されない

ままだった。ようやく、2007（平成19）年に、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（憲法改正国民投票法）が制定された（2010年5月施行）。

7. 最近の改憲論

最後に、最近の憲法改正論議に触れておこう。重要な出来事は、2012（平成24）年4月27日に自民党が「日本国憲法改正草案」²¹⁾（第2次）を公表したことである。そして、これと前後して、「たちあがれ日本」（当時）が、「自主憲法大綱『案』」を、みんなの党が「憲法改正の基本的考え方」を発表した²²⁾。

自民党案は、前文と本文102条からなる、詳細な改正案である。前の「新憲法草案」に大幅に修正が加えられている。その特徴として、(1) 前文には、日本の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概などを表明していること、(2) 天皇の章では、天皇元首の規定、国旗・国歌の規定、元号の規定などを加えたこと、(3) 安全保障の章では、自衛権を明記し、国防軍の設置を規定し、領土保全等の規定を新設したこと、(4) 国民の権利及び義務の章では、国の環境保全、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮などの規定を加えたこと、(5) 緊急事態の章を新設し、有事や大災害の時には緊急事態宣言を発することができ、その場合に、総理大臣が法律に基づいて一定の権限を行使できるようにしたこと、(6) 改正の章では、発議の要件を両院の3分の2から過半数に緩和すること、などを挙げることができる。

たちあがれ日本の「自主憲法大綱『案』」は、「作成の趣意」の中で、「施行後65年が経過した日本国憲法については、現実との乖離、時代の要請への不適合が放置されたまま、ただ長期にわたり存続してきたというだけで、国民生活への定着がいわれ、情緒的な賛美がひとり歩きしており、日本国民の自由な意思が介在する余地のない状態で占領国により強制された日本国憲法制定過程の問題は、忘れられがちである」「憲法は、単なる制限規範・授権規範ではなく、国家のあり方やその将来の展望、国民の生き方や価値観、公権力と国民との関係、さらには国際社会においていかなる立場を保持していくかについての基本的な考え方を国の内外に表明する基本法でもある」などと謳っている。そして、日本国憲法全体にわたって改正を主張している。

みんなの党の「基本的考え方」は、改正のポイントを示した簡略なものである。いくつかを取り上げておく。憲法の性格については、「軟性憲法，改正手続きの簡略化」，国会については、「両院統合による一院制」「政党規定の新設」，内閣については、「首相公選制」「総理大臣の権限を拡大」，地方自治については、「地域主権型道州制」，平和主義・安全保障については、「国際平和に貢献し，我が国を防衛するため，自衛権のあり方を明確化」，天皇については、「日本国の元首を明記」，非常事態については、「憲法上，非常事態法制の整備を明記」などと記されている。現在のところ，自民党以外の政党からは，具体的な改正案は示されていない。

さらに，2013年4月26日，産経新聞紙上に『「国民の憲法」要綱²³⁾』が発表された（起草委員は，田久保忠衛，佐瀬昌盛，西修，大原康男，百地章）。全12章117条からなる現行憲法の全面的改正案である。本要綱のいくつかの項目を取り上げると，前文には，「日本は天皇をもととする立憲国家である」「国家の目標として独立自尊の道義国家を目指す」ことなどが明記されている。天皇の章では，天皇は「国の元首であり」「国の永続性の象徴」と定め，皇位継承は「皇統に属する男系の子孫」に限るとする，皇室典範の改正は「事前に皇室会議の議を経る」こととする，などの規定がおかれている。国防の章では，軍の保持が明記されている。国民の権利および義務の章では，国民の義務として「国を守り，社会公共に奉仕する義務」を規定し，政教関係では，国等は「特定の宗教の布教，宣伝のための宗教的活動」を行ってはならないと定める，憲法秩序の保障の章では，最高裁判所に憲法裁判部を設ける，緊急事態の章を設ける，等々特徴的な条文が多く存在している。

現在，国会には憲法論議がたたかわされる場として憲法審査会が設けられている。審査会は，憲法改正国民投票法成立（151条による国会法の一部改正）に伴って，2007年に両院に設置された。衆議院は，会長以下50名，参議院は会長以下45名で組織される。審査会は，憲法に関する調査を行い，憲法改正原案や改正の発議または国民投票に関する法律案を審議し（国会法102条の6），審査会自ら改正原案を提出することができる（国会法102条の7）。憲法改正に大

大きく係っていくと思われた憲法審査会であったが、発足当初は自民党と民主党が対立する政治の動きに翻弄されることになり、2007年から2010年までは休眠状態になっていた。その後活動を開始した審査会では、「三つの宿題」²⁴⁾が議論の対象となったが、まだ結論には至っていない。しかし、2012年以降、衆院憲法審査会では憲法の章立ての順に議論がなされているし、参院憲法審査会でも三つの宿題のほかに、「東日本大震災と憲法」や「二院制」をめぐる問題などが取り上げられている。審査会の今後の活動がますます重要になると思われる。

ここで、憲法96条（改正手続き）をめぐる議論を見ておくことにしよう。

2012年12月の衆議院議員総選挙で、与党であった民主党が大敗し、ふたたび自民・公明両党の連立政権が誕生した。この総選挙の前後に、憲法改正を正面から主張する政党が現れてきた。自民党、日本維新の会²⁵⁾、みんなの党である。具体的な憲法改正として、改正手続を定める第96条の国会の発議要件の緩和が提唱された。自民党などの主張は、憲法96条1項の「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で」を「各議院の総議員の過半数の賛成で」に変更しようというものである。総選挙の結果、「改憲派」が発議に必要な3分の2の議席を獲得した。

そして、2013年7月の参議院議員通常選挙においても、憲法問題が争点となった²⁶⁾。ただし、この選挙の結果、「改憲派」は発議に必要な3分の2の議席を獲得することができなかった。これにより、憲法改正論議は長期化することが予想される。

む す び

以上、これまでの憲法改正論について概観した（本稿では、紙数等の関係で個人の改正案等は取り上げていない。それらの中には傾聴に値するものも少なくないが、ご容赦願いたい）。日本国憲法が施行されて以降、ほぼ絶え間なく改憲論が存在していた²⁷⁾。改正論と改正反対論との間に存する根本的な対立は、日本国憲法をどのように評価するか（制定過程を含めて）にあり、さらにいえば、それぞれの「国家観」の相違にあったといえる。この点については、かつての「内閣憲法調査会」の報告書が的確に指摘しているところである。た

たとえば、報告書本文の結論にあたる第4編「憲法調査会における諸見解」の第2章「日本国憲法の基本問題」には、三つの論点（3節）が掲げられており、その第1節は「日本の憲法はいかなる憲法であるべきか」となっている。日本の憲法は、①日本国民が自主的に制定する憲法、②人類普遍の原理とともに日本の歴史・伝統・個性・国民性に適合する憲法、③世界の動向に対応する姿勢に立ち、かつ現実的・実行的な憲法、でなければならないというのが、委員の共通した見解となっていた²⁸⁾。しかし、日本国憲法がこれに適合しているかどうかをめぐって、改正論と改正不要論の対立が生じたのである。

現在に至るまでこの対立点は変わっていないと思われる。すなわち、個々の条文が有する問題もさることながら、その根底に存在する問題、つまり、日本にとってあるべき憲法—それは国のあり方、すなわち国体にかかわる問題である—をめぐる対立がつづいている。国家の根本法である憲法にとってまさにこれが最重要問題なのであり、この議論を避けることはできない。この問題を含めて、今後、改憲論がどのように展開するか、大いに注目されるところである。

註

- 1) 佐藤功「憲法改正論の系譜と現状」ジュリスト638号（1977）45頁。
- 2) 「憲法改正意見」は、『法律時報』21巻4号56頁以下、「憲法改正の諸問題」は、『法学協会雑誌』67巻1号1頁以下。なお、両改正案は、永井憲一・利谷信義編『資料日本国憲法1 1945～1949』三省堂（1986）355頁以下、363頁以下にも収録されている。
- 3) 両党の案は、法律時報編集部編『憲法改正—諸論点の総合的研究—』日本評論社（1963）200頁以下に収録されている。
- 4) 憲法研究会編『日本国自主憲法試案』勁草書房（1955）。
- 5) 前掲・『憲法改正—諸論点の総合的研究—』194頁以下に収録。
- 6) 『憲法制定の経過に関する小委員会報告書（案）』（1961）。のちに憲法調査会報告書付属文書第2号（1964）として公刊された。日本国憲法の制定をどのように評価するのも、調査会の大きな論点であった。日本国憲法は日本

- 国民の自由な意思で制定されたものではないとの立場から、この『報告書』を批判する意見も公表されている（「憲法制定の経過に関する小委員会報告書の『結論』に対する共同意見書」が付属文書第1号に収載されている）。
- 7) 小林幸夫「憲法調査会報告書の要点」読売新聞社『日本国憲法のすべて』This is 読売（1997年5月臨時増刊号）360～367頁を参照。
 - 8) 高柳賢三「最終報告書と国民」法律時報臨時増刊『憲法調査会報告書 前文と解説』（1964）364頁。
 - 9) これらは、憲法調査会『憲法調査会における各委員の意見』憲法調査会報告書付属文書第1号（1964）567頁以下および681頁以下に収録されている。
 - 10) 大石義雄編著『改憲の大義』嵯峨野書院（1979）570頁以下に収録。
 - 11) 同上書・574頁以下に収録。
 - 12) 研究資料『自由民主党憲法調査会資料 一』（1983）493頁以下に収録。
 - 13) 第1次試案・同追加案は、研究資料『自由民主党憲法調査会資料 三』（1983）983頁以下に収録。
 - 14) 永井憲一・利谷信義編『資料日本国憲法5 1980～1984』三省堂（1986）328頁以下に収録。
 - 15) 90年代前半の改憲論に検討を加えた文献として、佐藤功「最近における改憲論議—その状況と展望」ジュリスト1020号（1993）105頁以下、内藤光博「90年代以降の改憲論の現状と問題点」専修大学社会科学研究所月報504号（2005）32頁以下等がある。各政党の憲法に対する見解については、竹前栄治編『日本国憲法・検証1945-2000 資料と論点 第7巻 護憲・改憲史論』小学館文庫（2001）283頁以下、「各党の憲法改正論議 これまでの経過と今後の展望」国会画報46巻8号（2004）18頁以下等参照。
 - 16) 第1次・第2次案とも読売新聞紙面で発表された。第1次試案は『読売新聞』1994年11月3日、第2次試案は『読売新聞』2000年5月3日である。
 - 17) 両院の憲法調査会報告書は、それぞれ、インターネット上で公開されている。
http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.htm（衆議院）、
および、<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/zenbunfuzoku.html>（参議院）を参照。

- 18) 2000年代前半の主な憲法改正案・提言を整理しまとめた文献として、国立国会図書館政治議会課憲法室（諸橋邦彦）「主な日本国憲法改正試案及び提言」国立国会図書館『調査と情報』474号（2005）、および、同「主な日本国憲法改正試案及び提言—平成17（2005）年3月～11月—」国立国会図書館『調査と情報』537号（2006）がある。
- 19) 民主党「憲法提言」は、民主党ホームページ（<http://www.dpj.or.jp>）記載のものを参照。
- 20) 自民党の「新憲法草案」は、法律時報増刊『続・憲法改正問題』日本評論社（2006）92頁以下参照。
- 21) 「日本国憲法改正草案」は、自民党ホームページ上に公表されている。
http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf 参照。
- 22) たちあがれ日本の「自主憲法大綱『案』」は、（現在見ることができるものとして）http://www.kyodo-center.jp/ugoki/seitou_kiji/tatiagarenippn.pdf を参照。また、みんなの党の「憲法改正の基本的考え方」は、みんなの党ホームページに掲載されている。<http://www.your-party.jp/file/press/120427-01a.pdf> 参照。
- 23) この要綱は、解説および関連の論説とともに、産経新聞社『国民の憲法』産経新聞出版（2013）に収載されている。
- 24) 三つの宿題とは、18歳投票実現のための法整備、公務員の政治的行為に関する法整備、国民投票の対象拡大についての検討、をいう（憲法改正国民投票法附則3条・11条・12条）。これらを解決しなければ、国民投票はできないとされている。
- 25) 日本維新の会の「綱領」（2013年3月30日）には、「1. 日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押しつけた元凶である占領憲法を大幅に改正し、国家、民族を真の自立に導き、国家を甦生させる」と謳われている。また、「維新八策（各論）VER1.01」（2012年11月）の8には、「憲法改正」が掲げられ、発議要件を3分の2から2分の1に、首相公選制、首相公選制と親和性のある議院制、地方の条例制定権の自立、憲法9条を変えるか否かの国民投票、の5点が記されている（日本維新の会ホーム

ページ <https://j-ishin.jp/>(参照).

26) 2013年7月の参議院議員通常選挙の際の、主要政党の96条改正に対する賛否は、以下のようであった(読売新聞政治部『基礎からわかる憲法改正論争』中央公論新社(2013)21頁).

自民党 衆参それぞれの過半数に緩和

日本維新の会 まず96条改正に取り組む

みんなの党 憲法改正手続きの簡略化を進め、要件を緩和

公明党 (ほかの)改正内容とともに議論する

民主党 先行改正には反対

共産党 立憲主義を根底から否定する

生活の党 現行の改正手続き規定は堅持する

社民党 立憲主義の本質を破壊するものであり強く反対

27) 憲法施行以降の改憲論議を扱った文献として、中村陸男「憲法改正論50年と憲法学」樋口陽一ほか編『憲法理論の50年』日本評論社(1996)180頁以下、岩間昭道「日本の憲法改正問題—戦後日本における憲法改正論議と立憲主義—」千葉大学法学論集14巻4号(2000)1頁以下等がある。

28) 憲法調査会『憲法調査会報告書』(1964)372頁以下、同『基本的問題に関する報告書』憲法調査会報告書付属文書第6号(1964)23頁以下。

これまでに発表された憲法改正(試)案および提言等を収録した文献に次のものがある。

- ・竹前栄治編『日本国憲法・検証1945-2000 資料と論点 第7巻 護憲・改憲史論』小学館文庫・2001年
- ・渡辺治『憲法改正の争点』旬報社・2002年
- ・井芹浩文『憲法改正試案集』集英社新書・2008年